

# 東京法務局一斉

## 「相続・遺言」相談会

城南会場



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

正当な理由がないのに相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いきましょう。



遺言書ほかんガルー

開催日

令和7年6月20日(金)

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

時間：午後2時10分～午後5時10分

(定員12組 各相談時間20分)

会場

東京法務局城南出張所 1階会議室

住所：東京都大田区鵜の木二丁目9番15号

予約受付  
締切

令和7年6月18日(水) 午後5時まで (土日祝日を除く)

※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ  
お申込み先

東京法務局城南出張所

(予約受付は、午前9時から午後5時まで (土日祝日を除く))

TEL 03-3750-6651

※自動音声流れましたら、3番を選択してください。

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

預けて安心!

# 自筆証書遺言書 保管制度

全国312か所  
東京都内5か所  
でご利用いただけます。

遺言書の  
保管の申請には  
**3,900円**が  
かかります。

あなたの大切な  
遺言書を守ります



遺言書はかんガルー



(詳しくは法務省のホームページへ)  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

東京法務局

御存じですか？

# 相続登記が

令和6年  
4月1日  
から



不動産登記制度  
イメーショナライズ  
「トウキョウ」

義務化  
されました

登記申請は  
お早めに!

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。



詳しくは、東京法務局ホームページ  
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page/000275.html>



東京法務局